

平成 26 年度 「松戸市子ども・子育て会議 放課後児童健全育成事業に関する分科会」  
会議録（要旨）

1. 日時	平成 26 年 10 月 31 日（金） 17 時 30 分～19 時 00 分
2. 場所	松戸市役所 別館地下 1 階 研修室
3. 出席者	<委員>（50 音順） 石井委員、海老原委員、沖委員、神谷委員、森田委員
4. 傍聴者	3 名
5. 議事	（1）議長の選任について （2）子ども・子育て支援制度に伴う松戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について
6. その他	今後のスケジュールについて

1、開会

2、子ども部長挨拶

3、議事

○会議の成立

（事務局）

- ・総委員 5 名、全員出席。会議の成立を報告する。

○本日の傍聴の受け入れ

（事務局）

- ・3 名の方の傍聴の申し出あり。入室を許可する。

○議事の録音について

- ・議事録作成のため、了承。

（1）議長の選任について

○松戸市子ども・子育て会議にならい、委員の推薦により会長を選出。

森田委員より、神谷委員を推薦→委員一同異議なし

（2）子ども・子育て支援制度に伴う松戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）  
について

（事務局）

事務局より、資料に添って説明。

(会長)

検討項目(ア)市の指導監督責任の詳細と基準について、意見はあるか。

○意見交換

(石井委員)

松戸市として、放課後児童クラブのあり方を基本的にどのようにしていくか考える必要がある。法人運営に転換し約 10 数年、努力はしてきたが、運営内容等の具体的なあり方はもう少し整理しなければならない状態にある。

(海老原委員)

自分が子どもの頃は、外、または公園で友達と遊ぶというように遊び場所の選択肢がいくつもあり、その中で自由に自分の楽しみを見つけていく暮らしをしていた。放課後児童クラブに預けた場合、子どもがずっと施設にいななければならないとしたらかわいそうであり、これから利用する子どもの親として不安だ。学年ごとのプログラムや外遊びの機会の充実等、どう基準を作り、評価の中でどう担保していくのか。中身のチェックやアドバイス機能を盛り込んでいければいい。

(森田委員)

条例は制定されたが、今まで 10 数年にわたって現在の市の運営指導要綱と補助金交付要綱をもとに運営にたずさわってきたため、具体的にどうなるかよくわからない部分がある。わかりやすい形で作成していただきたい。

(沖委員)

法人が運営して 10 年が経過しているので、放課後児童クラブ事業それ自体は定着している。今後は第 2 ステージとして、質の向上に手を出す。きちんと方策を考えていく必要がある。

(事務局)

P4 の⑤対象児童⑥受け入れ優先順位について、ご意見いただきたい。

(森田委員)

今回の改正で、対象が小学生全般と範囲が広がったことに異論はない。しかし、放課後児童クラブの運営を手がけている中で、待機児童はいないが、申込がどんどん増えており対応に苦慮しているのが現状である。学校の余裕教室を使って運営しているが、その確保

も難しく、近所の施設等を探して対応を図っている。今でも優先順位をつけて 6 年生まで受け入れているが、急に拡大すると現場がとまどう。対象児童を拡大するのであれば、施設整備も伴わなければ事業者は対応しかねる。しばらくは現状と同じような対応になることが望ましい。

(石井委員)

対象児童の拡大は運営法人の一番大きな課題。保育園は入園した子どもが来なかったり辞めてしまったりすることは基本的にはないが、放課後児童クラブの場合、登録児童と実際にクラブにくる子どもの数に大きな開きがある。今後、児童数に応じた基準を満たすことが難しいクラブもある。また、今までは、子ども達が 4 年生になったら自立して家庭で生活できるようにと、特に 3 年生に対して自立支援を大事に指導してきた。ところが 6 年生までとなると、自立支援はどういう意味をもつのか。4 年生になっても 6 年生になっても、子どもを 1 人にしておくと何があるかわからないというのか。様々な事件がおりうる社会情勢の変化もあり、放課後児童クラブにおける自立支援の意味が強く問われている。指導員の質、障害児の受け入れなど、既に様々な課題を抱えている現場に、6 年生までを含めることも新たな課題となる。なお、海老原委員から学年ごとのプログラムというご意見もあったが、1 年生から 3 年生までを一緒にした兄弟のようなグループで生活することによって、人と関わる力を育み、思いやりの力を持つことを私は大事にしたい。

(沖委員)

優先順位については基本的にはこれでよい。特別な事由は、法人と市の協議で解決していけばよいが、あきらかに特別な理由とわかるもの、例えば親が精神疾患で養育困難などいくつか事例があるとよい。3 つ位想定できるものがあれば、考えていただきたい。

(海老原委員)

親としては、1 年～3 年までは預けたい。4 年生になれば自立していくので、放課後 K I D S ルームや児童館など、誰か大人が居る環境があれば、放課後児童クラブに全て頼るものではないと思う。習い事も考えており、クラブ以外のところにも場所が欲しいという気持ちがある。

(会長)

優先順位による運用が基本的によいという意見であった。優先順位なく受け入れるためには場所、指導員の確保、予算の問題が出てくるため、総体的に方策が示されないと拡大は難しいという意見があった。他にご意見はあるか。

(石井委員)

放課後 K I D S ルームとの連携がこれからの課題。現状示されている計画では、最終年

度の平成 31 年に 26 ヶ所とあり、44 ヶ所の学校全部の設置にはなっていない。

(事務局)

第 7 回会議の確保策では、高学年も含めた児童の放課後児童クラブのニーズ量を予測し、放課後児童クラブで対応するところと、4 年生以上の選択肢として放課後 K I D S ルームでも対応するところに分けた。そのうち、特に児童の量の見込みの多いところについて優先的に整備していくということで、5 年間の計画の中で 26 ヶ所という設置数とした。

(会長)

(ア)の項目について、課題はあるものの、市の考え方についておおむね異論はなかった。続いて、(イ) 質の確保の項目についてご意見をいただきたい。

(海老原委員)

子どもには外で遊んでもらいたい。放課後児童クラブの支援のもと、放課後児童クラブに通いつつ外でのびのび遊ぶ機会が欲しい。放課後児童クラブに通っていない子ども達は外で遊んでいるのに、クラブの子は施設に続けるのではと心配している。特に夏休み等、長期休みのとき、地域に出て行ける機会があれば親も安心であり、子どもも楽しんで通えると思う。

(石井委員)

放課後児童クラブには、主に 2 つの活動があると思う。ひとつは、学年混合で遊べるグループ遊びの指導。もうひとつは、勉強するための基礎づくりとなる、読書、作文などの指導。子どもも大人しく、じっとしていただける時間が大事である。

(森田委員)

クラブに通う子はあまり大人しくしていない傾向があるが、それでよいと思う。子どもは遊びながら覚えて成長していくものだ。本当なら校外で色々な経験をして放課後を過ごして欲しいが、安全確保のために校内にざるを得ない。そこを工夫でカバーすることについては、指導員の指導方法であり、質の向上の問題である。クラブ事業者が法人化し、今はある程度どのクラブも足並みが揃っているのだが、共通して頭を痛めているのは、指導員のこと。欠員があり募集しても応募が少ないため、採用後の指導員の教育が非常に重要となる。今回放課後児童支援員の認定資格研修のガイドラインが立ち上がり、当たり前のことではあるが、大事な子どもを育てていくことに関わっていくため、それなりの知識、資質は必要。今までも市と法人の共催にて研修を行っていたが、これからはしっかりと形作って勉強会を開いていくことが必要だと思っている。

(沖委員)

質の向上がキーワードである。すぐれた指導員もいるが、他者に対する想像力がぜい弱な指導員がいることを心配している。ある指導員にとっての他者とは、自分の家族、自分の友人であり、他の人間は他者ではないと言う。その先に当然あるべき社会が見えていない。そういう認識の中で子どもと向き合っている、子どもの自立支援、いわゆる社会と子どもの関係というところまで到達できない。他者に対する想像力、具体的に言えば、子どもが何を考えているのか、個々の出来事に振り回されずにつかめる力を得ることが、指導員の質の向上に結びついていくと思う。

(会長)

千葉県内全体の放課後児童クラブの研修の講師をしているが、松戸市内からの参加が少ない現状がある。市で責任を持って研修制度を設定して必要な項目を単位化して実施する必要があるのではないか。そうでなければ指導員の質の向上は担保できない。やるべき業務の明確化も必要。松戸市内のクラブには保育園のような連絡帳に取り組んでいないクラブが多いが、連絡帳を書いている市町村もある。指導員に書く能力がないのか、書く視点ができないのか。いずれにしろ研修で補えばいい。行っている業務の点検が第三者評価とも絡んでくる。

(石井委員)

連絡帳等、文章を書く訓練は大事なことだ。松戸市内では連絡帳を行っている放課後児童クラブは非常に少ない。持つことがよいかどうかは検討だが、指導員が文章を書くことは大切。子どもがクラブに来たときの一言、保護者がお迎えに来たときの一言も、非常に大切で、指導員の声のかけ方により安心感もうまれる。親が預けていて良かったと思われる指導員作りのため、訓練が必要。

(森田委員)

運営委員会による運営方式から法人運営となった当初は、保育園ではあたりまえである年間行事計画、月案、週案、日案などの作成は放課後児童クラブで行っていなかった。しかし、トレーニングしていけばできるようになる。そういうことを経営者側が頭に入れてやっていけば、指導員も伸び、質の向上に繋がる。経営者側には責任がある。なかなか指導員の応募がない中で、お互い工夫して協力し合って勉強して子ども達を育てていくという、自分から人間を育てていくことが大事。

(会長)

しっかりと運営法人側が意識を持たなければならないというご意見である。

(海老原委員)

よい指導員にめぐり合えれば、子どもは成長する。頻繁に指導員が変わるのは子どもにとって良くない。いい指導員にずっと見てもらえることがよい。実際にはどんな方が指導員になっているのか、どんな方ならよいと思えるのか。

(石井委員)

現状では 50 代と 20 代前後の指導員が多い。年齢に関わらず指導員一人一人のレベルのばらつきがあるのは事実だと思う。

(会長)

クラブや指導員によって差があるのは良くない。質を均一化していくため、研修の基準を定め、受講のチェックをすることが重要。運営法人を評価していくことにもつながる。次に (イ) 質の確保について、各委員が質の確保の必要性を認識しているため、承認された。(ウ)の法人の評価と公表基準について意見をいただきたい。

(沖委員)

P7の職員に関する評価について、子どもからみた職員の評価、職員からみた子どもの姿のような、裏表となるものがあるかもしれないのではないか。例えば「職員の方はよく話を聞いてくれますか」という質問を子どもに対してした場合と「子どもの話をよく聞いているか」と職員に聞くような裏返しの質問をした場合、結果に若干ずれが生じると思われる。ここに課題が明らかになる要素がある。また、法人の理念と方針を指導員がどれだけ理解しているのか、を評価項目に入れることも検討いただきたい。

(森田委員)

P6の「利用者は放課後児童クラブを選択できない(学校の選択に付随する)」はルールとして決まっているのか。

(事務局)

これは、学校によって運営法人が固定しているということ。利用者は学校の選択はできるが、運営法人の選択はできないということである。

(森田委員)

小学校、中学校も学区外に行けるという選択制があるので、クラブも選択できるべきではないか。小学校と違うクラブに行くということは実際にはあまり考えにくいですが、学校内のいじめの問題など環境を変えないと解決できないという特別な事情の際に、クラブを変

える余地を残しておかないとまずいと思う。公金が支出され、公的な施設を利用している事業であるため、何らかの形の第三者評価は必要。現状は補助金方式をとり、補助金の執行状況調査、監査指導がある。今後例えば委託にするなど方針が変わることになると、そのやり方も変わるだろうが、第三者評価の項目は色々必要だろう。委託方式になると、市から細かい指示をされるのではないか。もちろんチェックや指導は必要だが、各学校やクラブの実情に合わせて法人が考えて運営できるよう、自由裁量はある程度必要である。今の補助金方式と第三者評価を絡み合わせた仕組みが望ましい。

(石井委員)

質の問題を考えれば、第三者評価委員会に評価されるのはやむを得ない。正当な第三者評価委員会が成立すれば、それを受け止めていくしかない。

(会長)

利用者の立場から、運営法人が評価を受けることはいかがか。

(海老原委員)

P 7にある項目が網羅された基準により、年1回定期的に評価され、クリアしたら再委託となることは、放課後児童クラブを選択できないのであれば最低限必要だと思う。今までの経緯の中での自由度は、各クラブで尊重していただければよい。気になるのは、質の確保をすると決まったところで、要件を満たさない法人があった場合、委託の中止まで第三者評価委員会が決定できるのか。最悪のときの対応方法を教えていただきたい。また、年1回の評価で問題が発覚しても遅すぎる場合もある。保育園は苦情連絡先が掲示されており、連絡できる仕組みが整っている。放課後児童クラブでも、トラブル対応の仕組みを整え、常に開示されている状況にしてほしい。

(会長)

放課後児童クラブでは事故や事件がおきたときに公表する制度はない。これは子どもの安心安全の場を得るためにはあってはならないこと。訴えがあればきちんと耳を傾け、子どもの正直な意見を捉えていく姿勢が指導員や法人にないと隠蔽されてしまう。

(石井委員)

第三者評価委員会ができたら、相当厳しい評価を受けることもあれば、法人が運営できなくなるところまでいく可能性もある。しかし、第三者評価委員会ができるなら、法人に運営を中止させるだけの強い権限がないと意味がない。

(事務局)

P 2に記載のとおり、4月から市町村は、放課後児童健全育成事業の届出先となり、児童

福祉法に基づいて、事業の制限・停止を含む、指導監督を行うこととされている。権限に基づき、市の責任で制限・停止もありうる。苦情の受付窓口については、現状は各クラブの部屋の中に掲示をお願いしている。県の運営適正化委員会のポスター等掲示も対応している。

(会長)

第三者評価委員会は、意見を出すだけの委員会でないということか。

(事務局（子育て支援課長）)

第三者評価委員会としてある程度方向性を決めていただき、それに基づいて市が事業の停止なりを決定するかどうか判断を下す方式になるかと思う。委員会には松戸市子ども・子育て会議を提案している。

(沖委員)

私の法人は第三者評価を受けたことがあるが、資格をもった評価委員にも関わらず知識不足を感じることもある。第三者評価委員の研修をするなど、やる以上はきちんとやっていただきたい。その結果を公表して、是正するべきところは是正するという姿勢で臨みたいと思うので、その点を考慮していただきたい。

(会長)

沖委員に同感。地に足のついた第三者評価委員会のため、きちんとした人選が必要。正当な評価を下せることが前提である。

(森田委員)

P7の第三者評価の仕組みに賛成。メンバーに問題はない。子ども子育て会議のようなメンバーであればバランスがとれているため、この案のとおりに進めていただきたい。

(海老原委員)

保育園は新たな法人や株式会社などが参入している。放課後児童クラブの場合は、もし手があがったら参入できるのか。その余地はあるのか、想定はされているのか。

(事務局)

補助事業としての放課後児童クラブは、既に全小学校区に設置済みであり運営法人も決まっている。放課後児童健全育成事業の届出については、新たな法人や株式会社の届出を妨げるものはないので申請があった内容を精査し、判断する。



(会長)

P 9 の図式は、将来展望をふまえた将来像を示したものであり、早急に委託に切り替えるという市の意向ではないということによろしいか。

(事務局（子育て支援課長）)

委託に切り替えるには、段階を踏んでいく必要があると認識している。法人化して 10 数年たち第二ステージに入ったとお考えだが、第二ステージはどういう段階か議論を重ね、松戸市子ども達にとってよりよい今後を選んでいただきたい。子どもにとって最善であれば委託に切り替えるが、急な切り替えは現実的ではない。まず第三者評価のシステムを作り、各事業者の評価をきちんと行うことである。早いうちに整備していけたらと思う。

(会長)

本日事務局より提示のあった 3 つの論点については各委員の意見をまとめると、基本的な方向性について承認頂いた。その上で各委員からの意見については事務局が受けてまとめてほしい。本日の議事はこれにて終了する。

### 3. その他

(事務局)

今回の意見をもとに、今年度中に事務局で指導要綱と補助金交付要綱の改正を行う予定。また、分科会の内容をまとめ、11月20日の松戸市子ども・子育て会議に報告する。

### 4. 閉会